

<養子縁組許可>

1 概要

未成年者を養子とする場合又は後見人が被後見人を養子とする場合は、それぞれ家庭裁判所の許可が必要です。

ただし、自己又は配偶者の直系卑属（子や孫等）を養子とする場合は家庭裁判所の許可は必要ありません（養子又は養親となる人が外国人の場合は、家庭裁判所の許可が必要となることがあります。）。

なお、未成年者を養子とする場合で、養親となる者に配偶者がいる場合は、原則として、夫婦が共に養親となる縁組をすることが必要となります。

2 申立人(申立てができる人)

養親となる者

3 申立先

養子となる者の住所地の家庭裁判所

養子となる者の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(養子となる者の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

養子となる者の住所地が京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・養子となる者1人につき800円	
②	連絡用の郵便切手・・・84円切手×20枚 10円切手×5枚	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	申立人（養親となる者）の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	
⑤	未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	
⑥	未成年者が15歳未満の場合、代諾者(法定代理人)の戸籍謄本（全部事項証明書） ※3※4	

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※3 戸籍謄本（全部事項証明書）は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※4 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）